

武蔵野学院大学 日本総合研究所規程

(設 置)

第1条 本学の共同研究を円滑に行なうため、日本総合研究所（以下研究所という）を設置する。

(目 的)

第2条 研究所は、本学が定める共同研究を推進し、研究を通して内外の学術発展に寄与することを目的とする。

(研究所員)

第3条 研究所員は、原則として本学の専任教員が兼任する。

(研究組織)

第4条 研究所には、研究所長を置く。研究所長は学長が任命する。

2 研究所長は、本学専任教員より共同研究費の支給を認められた者を研究所員として任命する。

3 本学専任教員の研究所員以外に、研究所のスペシャルアカデミックフェローとアソシエイトアカデミックフェローを置くことができる。研究所のスペシャルアカデミックフェローとアソシエイトアカデミックフェローは、教授会の議を経て学長が任命する。

4 研究所のスペシャルアカデミックフェローとアソシエイトアカデミックフェローは、研究職に資する能力を有した人材を名誉職としてその称号を付与することとする。

5 研究所のスペシャルアカデミックフェローとアソシエイトアカデミックフェローは研究所が発行する紀要に論文等を発表しなければならない。

6 スペシャルアカデミックフェローの略称を SAF、アソシエイトアカデミックフェローの略称を AAF とする。

(待 遇)

第5条 研究所に所属する研究所長、研究所員、研究所のスペシャルアカデミックフェローとアソシエイトアカデミックフェローは、無給とする。

(研究部会)

- 第6条 研究所には、研究部会を置き、その研究部会の目的に添った共同研究を行なう。
- 2 第1研究部会 言語理解に関する共同研究
 - 第2研究部会 人間理解に関する共同研究
 - 第3研究部会 日本理解に関する共同研究
 - 第4研究部会 国際理解に関する共同研究
- 3 第2項のほかに、期間を設けた研究部会、研究機構等を組織することができる。
- 4 第3項の事項を組織する時は、教授会の議を経て決定する。

(研究所)

- 第7条 研究所は、合同研究室内に置く。
- 2 前条第3項の期間を設けた研究部会、研究機構等を組織については原則として武蔵野学院大学専任教員の研究室等を事務局とすることができる。
 - 3 第2項の運営等に関する費用はその組織で支弁するものとする。

(刊行物)

- 第8条 共同研究の成果の刊行は、共同研究費より支出し原則として研究所名で行なう。

(事務処理)

- 第9条 研究所の事務処理は、教務部において行なう。

(教授会)

- 第10条 研究所に関するこの規程に定めた以外の事項については、教授会の議を経て決定する。

(規程の変更)

- 第11条 この規程の変更は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

- 附 則 この規程は、平成16年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成20年4月1日より施行する。
 - 3 この規程は、平成24年4月1日より施行する。なお、この改正以前に任命した客員教授、客員研究員は、新規程に基づく職名（客員教授はスペシャルアカ

デミックフェロー、客員研究員はアソシエイトアカデミックフェロー) を希望する場合は、平成 24 年 2 月 4 日 (土) まで申し出てもらうこととする。

- 4 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。